

公 示 日 : 2022 年 9 月 21 日(水)

調達管理番号 : 22a00583

国 名 : ベトナム

担 当 部 署 : 地球環境部環境管理グループ第 1 チーム

調 達 件 名 : ベトナム国食と環境の安全・安心を実現するハイテク簡易オペレーション分析デバイスの開発と人材育成 (SATREPS) 詳細計画策定調査 (評価分析)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 評価分析
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2022 年 10 月下旬から 2023 年 1 月下旬
- (2) 業務人月 : 現地 0.60、国内 0.60、合計 1.20
- (3) 業務日数 :

準備期間	現地業務期間	整理期間
5 日	18 日	7 日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見 積 書 提 出 部 数 : 1 部
- (3) 提 出 期 限 : 2022 年 10 月 5 日(水) (12 時まで)
- (4) 提 出 方 法 : 電子データのみ
 - 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン (2022 年 4 月)」別添資料 11 業務実施契約 (単独型) 公示にかかる競争手続き

https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限 (時刻) までにその旨をお電話で 03-5226-6608

まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格申請書の提出が必要です。

◇ 評価結果の通知 : 2022年10月18日(火) までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・
選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
- ① 業務実施の基本方針 16点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等 :
- ① 類似業務の経験 40点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8点
 - ③ 語学力 16点
 - ④ その他学位、資格等 16点
- (計 100点)

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国・地域又は類似地域	ベトナム／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 : 本調査を受注した法人及び個人(補強所属元企業含む)は、当該プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。
- (2) 必要予防接種 : 特になし

6. 業務の背景

アジアなど発展途上国においては、急速な発展による環境汚染や食品汚染が社会問題となっており、その解決に向けては、実際の都市環境の状況を把握する高度な分析技術とデータ解析、そしてこれらの業務を担う人材育成が不可欠である。ベトナムでは、経済発展に伴い、一般環境モニタリングをはじめ、工場からの排水・排ガス分析のニーズが拡大しており、年間数十万件に及ぶ大量の分析

ニーズがあるが、天然資源環境省 (MONRE) のラボ (試験室) 分析は 1 万件程度にとどまっている。MONRE は、2021 年に環境モニタリング技術、人材、データ管理の重要性を明記した環境管理のための通達 (Circular 10/2021/TT-BTNMT) を策定した。本通達に基づき、今後さらなる増加が予測される分析ニーズに対応するためには、ラボ (試験室) で行う高精度な大型分析装置を使った“人”による従来型の分析に加え、現場においてデータスクリーニングを行うモニタリング装置が重要であり、ラボ分析とモニタリング分析が相補的に機能することが求められる。また、ラボ分析およびスクリーニング分析を行う人材も不足しており、新 Circular に対応するための人材育成が急務である。

このような状況の下、ベトナム国家大学ハノイ校自然科学大学 (VNU-HUS) と東京大学のこれまでの 7 年間に亘る共同研究成果を生かし、ハイテク簡易オペレーション分析デバイスの開発と人材育成に係る地球規模課題対応国際科学技術協力 (SATREPS) 事業が要請された。本事業では、デバイス開発と実用化 (優先項目としてオンサイト・スクリーニングにおける重金属分析と自動モニタリングによる大気・水一般項目測定)、これらを使用する人材の育成を行うと共に、データの収集・解析システムの構築を通じてデータサイエンス (ホットスポットや汚染拡散を分析するための環境マネジメントシステム) の社会実装を行う。

また、VNU-HUS や MONRE との協議の結果、HoaLac 地区の VNU-HUS 新キャンパス内に分析化学の研究・教育・社会実装拠点 (分析 Research&Education センター) を構築し、本拠点を核として、産官学が連携して技術開発と人材育成、データ分析システムの社会実装を推進していくことを確認済みである。日本分析機器工業会 (JAIMA) とベトナムラボ試験機器協会 (VINALAB) という両国の業界団体、民間企業とも一体となった分析体制を構築する。

本調査においては、協力要請の背景・内容を確認し、先方関係機関との協議を経て、協力計画 (PDM (Project Design Matrix) 案、PO (Plan of Operations) 案含む) を策定するとともに先方関係機関に求める負担事項等を確認する。また、本プロジェクトの事前評価を行うために必要な情報を収集、分析することを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、地球規模課題に対する科学技術協力事業の趣旨・目的・制度及び手続き等を十分に把握の上、他の調査団員と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及び評価 6 基準 (妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性、整合性) に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理する。また、必要な以下の調査を行うとともに協力計画 (PDM (Project Design Matrix) 案(和・

英)、PO (Plan of Operations) 案(和・英含む)の策定に協力する。さらに、本業務従事者は、他の担当分野の業務従事者が作成する報告書(案)を含めた報告書(案)全体の取りまとめに協力する。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間 (2022年10月下旬～2022年11月中旬)

- ① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題も確認する。
- ② 当該分野に係る既存の文献、関連報告書、類似する事業等の報告書等の収集・分析・内容把握を行う。
- ③ 評価分析に係る詳細計画策定調査対処方針案を検討し、必要に応じ、ベトナム側関係機関や他ドナー等に対する質問票(案)(英文)を作成しJICAに提出する。また、現地で入手すべき資料を整理する。質問票は、JICAを通じて先方関係機関へ配布することを想定している。
- ④ 評価6基準の観点を踏まえ、プロジェクトのPDM案、PO案および事業事前評価表(案)の検討に協力する。
- ⑤ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。

(2) 現地派遣期間 (2022年11月中旬～2022年12月上旬)

- ① JICAベトナム事務所等との打合せに参加する。
- ② ベトナム側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。
- ③ 事前に配布した質問票への回答回収や上記②を通じ、情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。
 - ア) 要請背景・内容
 - イ) 関連する開発計画、政策、制度
 - ウ) 関連各組織
 - (a) 所掌業務、組織体制、根拠法
 - (b) 人員体制
 - (c) 役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制
 - (d) 予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み
 - エ) 本プロジェクトに関連する他援助機関の活動動向、連携の可能性
- ④ 調査結果に基づき、本プロジェクトの協力計画案(PDM案、PO案、プロジェクトの協力期間、実施体制)、討議議事録案(R/D: Record of Discussions)を他分野の団員とともに検討する。

- ⑤関係者との協議で合意された内容について、R/D（案）（英文）及び協議議事録（M/M：Minutes of Meetings）（案）（英文）の作成に協力する。特に、PDM案の成果指標の設定について、主担当としての検討及び取りまとめを行う。
- ⑥実施機関に対するR/D案を含むM/M案への説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
- ⑦担当分野に係る調査結果をJICAベトナム事務所等に報告する。
- ⑧評価6基準の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）の作成に協力する。

（3）帰国後整理期間（2022年12月中旬～2023年1月中旬）

- ①帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ②プロジェクトを巡る状況分析や評価6基準の観点から、リスク管理チェックシート（案）に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。
- ③評価6項目（妥当性、整合性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）の取りまとめに協力する。
- ④担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書（案）を取りまとめるとともに、他の担当分野の業務従事者が作成する報告書（案）を含めた全体の取りまとめに協力する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

（1）業務完了報告書

2023年1月11日(水)までに提出。

次の①～②、及び収集資料一式を参考資料として添付することとし、電子データにて提出すること。

- ① 事業事前評価表（案）（和文・英文）
- ② 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下URLの「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月）」の「Ⅸ. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇄ハノイ（直行便）を標準とします。

(2) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務期間は2022年11月16日～12月3日を予定しています。

本業務従事者は、JICAの調査団員に1週間程度先行して現地調査の開始を予定しています（JICA調査団員の派遣は2022年11月27日～12月3日を予定）。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。現時点でベトナム国時には隔離期間が不要です。また、ワクチン接種の有無や回数は入国の条件として規定されていません（2022年8月時点）。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括（JICA）

イ) 協力企画（JICA）

ウ) 研究総括（東京大学）

エ) 共同研究者1（日本側研究機関からの参加を想定）

オ) 共同研究者2（日本側研究機関からの参加を想定）

カ) 研究企画1（国立研究開発法人 科学技術振興機構（JST））

キ) 研究企画2（同上）

ク) 評価分析（本コンサルタント）

③ 便宜供与内容

JICA ベトナム事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎：あり

イ) 宿舎手配：あり

ウ) 車両借上げ・ベトナム国内移動：

全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、

職員等と同乗することとなります。)、ベトナム国内移動(ハノイ⇄バクニン省)にかかる手配・提供

エ) 通 訊 備 上 : なし

オ) 現地日程のアレンジ :

JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ) 執務スペースの提供 : なし

(2) 参考資料

- ① 本業務及び類似案件に関する以下の資料が JICA 等のウェブサイトで開催されています。

●2022 年度 SATREPS 新規採択案件の決定について

https://www.jica.go.jp/press/2022/20220519_41.html

●研究課題の概要

<https://www.jst.go.jp/global/kadai/list.html>

●全世界(広域)DX 主流化のための情報収集・確認調査

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000047708.html>

民間連携事業における関連案件として以下が存在しています。

●ベトナム国 流域水環境モニタリング能力向上のための簡易水質計測器の導入に係る普及・実証事業

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/1000046005.pdf>

- ② 契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料 : 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程 (2022 年 4 月 1 日版)」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則 (2022 年 4 月 1 日版)」

イ) 提供依頼メール

・タイトル : 「配付依頼 : サイバーセキュリティ関連資料」

・本文 : 以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速や

かに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ベトナム事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上